

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 31 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)

日時 : 2009 年 11 月 2 日 (月) ~11 月 6 日 (金)

場所 : デュッセルドルフ (ドイツ)

議題

1.	議題の採択
2. i)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
ii)	FAO 及び WHO から提起された関心事項
3.	食物繊維の分析方法のリスト (ステップ 7)
4.	栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量 (NRV) の追加あるいは改訂原案 (ステップ 4)
5.	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 9-1987) を修正するための新規作業の提案に関する討議文書
6.	低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書
7.	乳児 (6-12 ケ月齢) 及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂のための提案に関する討議文書 (CAC/GL 8-1991)
8.	非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量 (NRV) に関する討議文書
9.	その他の事項及び今後の作業
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

第 31 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要

1. 日時及び開催場所

2009 年 11 月 2 日 (月) ～11 月 6 日 (金)
ドイツ (デュッセルドルフ)

2. 参加国及び国際機関

70 カ国、1 加盟機関 (EC)、27 国際機関 合計 265 人

3. 我が国からの出席者

内閣府消費者庁食品表示課長	相本 浩志
内閣府消費者庁食品表示課衛生調査官	芳賀 めぐみ
厚生労働省医薬食品局食品安全部国際食品室長補佐	入江 芙美
テクニカルアドバイザー	
女子栄養大学教授	山田 和彦
財団法人日本健康・栄養食品協会	浜野 弘昭
財団法人日本食品衛生協会	土田 博

4. 主な審議結果

主要議題の概要は以下のとおり。

議題 3. 食物繊維の分析方法のリスト (ステップ 7)

前回の第 30 回 CCNFSDU において、「栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件 (Part B：食物繊維含有量について)」につき合意がなされ、重合度 3-9 のものを食物繊維と定義するかどうかは各国が判断できることとなった。これを受け、電子作業部会 (議長国：フランス) において、既存の食物繊維の分析法リストを修正し、部会に諮られた。

アメリカは、各国の裁量に任せられた重合度 3-9 のものを含まない狭義での食物繊維を測定できる分析法のみリストに挙げるという意見を示し、リスト中のタイプについての記述 (手続きマニュアル P109 に定義されている：タイプ 3 は監督、監査、規制の目的で利用される分析法、タイプ 2 はタイプ 3 の分析法のうちから選ばれた、係争の際また較正のために利用される分析法) については、定義が国によって異なることからタイプ 2 はあり得ないとして、削除するよう求めた。また、いくつかの国から、どの分析法で何が測れるのかを明確に

示すべきという意見が出され、部会会期中に作業部会を開催し、リストを修正することになった。

作業部会の結果をまとめた CRD24 をもとに再度リストについての議論が行なわれ、最終的には、タイプ 2 は含まず、測定可能な物質ごとに分類された、変更後の分析法リストをステップ 8 に進めることで合意された。

議題 4. 栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量 (NRV) の追加あるいは改訂原案 (ステップ 4)

ビタミン・ミネラルについての NRV を対象とした本議題については、電子作業部会 (議長国：韓国、オーストラリア) で議論されたものを基に CRD20 が用意され、議論が行われた。

1) 附表 1: ビタミン・ミネラルについての NRV 設定の際の一般原則案 (食品表示のガイドラインに附表として追加されることを目的としている)

前文の各国の裁量についての表現に関し、EC が土壌条件によりミネラルの含量が異なることを例示するよう提案したが、アメリカや中国が反対し、最終的には受け入れられなかった。

定義のセクションで、NRV を定義するかが議論され、WHO から 1985 年の時点での定義が紹介された。結局、ビタミン・ミネラルに関する NRV と、非感染性疾患に関する NRV との両方を考慮するため、議題 8 の後で、検討することとなった。また、その他の用語 (上限等) については、既存の文書で使用されている定義を優先することが示された。

根拠とするデータをどのように選ぶのかについて議論され、FAO/WHO のデータを第 1 の情報源とすること、また、広く認められた権威ある学術機関からの最新のデータを考慮することで合意された。

実際に NRV を計算するための、一般人口を代表する人口についての表現について議論があった (一般人口を代表する人口については、「性年齢階級別の値に関する考慮」というセクションにおいて、「19 歳から 50 歳までの成人男女」と書かれているが、附表 2 に示されている値の計算に使われたのは、項目によっては、50 歳ではなく 65 歳のこともあり) があったが、上記セクションの表現が維持された。

2) 附表 2: 具体的な NRV

提案されている NRV は、主に 2004 年に作成された FAO/WHO によるガイドライン (ヒトの栄養におけるビタミンおよびミネラルの必要量, 第 2 版, FAO/WHO, 2004) に基づいて作成されたが、値が存在しないものについては、アメリカ医学院 (IOM: Institute of Medicine) のデータを参

照したことが、韓国より説明された。

また、①年齢・性別の異なる各集団の値のうちもっとも高い値を用いる方法（異なる年齢・性別からの最高値）と、②一般人口を代表する集団の推奨量の加重平均を用いる方法（成人男性および成人女性の値の平均値など）との二つを計算したところ、①では、年齢群によっては上限を超える場合もあることから、②を選択することで合意された。

しかし、値の根拠についての質問が多く、更なる検討が必要とされた。

よって、一般原則（附表1）については、ステップ5に進め、個々のNRV（附表2）については、ステップ3に留め置くこととなった。

議題 5. 必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則（CAC/GL 9-1987）を修正するために新規作業の提案に関する討議文書

「食品への必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則(CAC/GL 9)」について、必須栄養素の添加の目的、方法等が変化してきていることから見直しをすべきというカナダ提案の新規作業について、電子作業部会で作成された討議文書をもとに議論が行われた。

フードサプリメントにこの原則が適用されるのかについては、多くの場合サプリメントは必須栄養素ではないので、適用されないことが確認された。また、現在の原則は、義務的な栄養強化と任意の栄養強化とを区別していない点で、現状に対応できていないことが指摘された。

上限設定のための科学的根拠をどこに求めるかについて、表現について議論され、FAO/WHOのデータを第一の情報源とすべきという文章となった。

スケジュールについては、2010年にはステップ3、2014年には作業完了とされ、カナダ、ニュージーランド、チリを共同議長国とする電子作業部会設置が了承された。

議題 6. 低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書

本議題の提案国であるインドから討議文書をもとに説明がなされたが、資料の到達が遅く検討する時間が少なかったこと、資料では、発展途上国の低体重児を対象としていたが、部会当日の説明では、先進国の低栄養児も対象とするなど、提案内容に食い違いが生じている点などについての指摘を受け、今回の部会での議論は難しいとの見解が出された。今後、引き続き電子作業部会を行い、次回の部会で再度議論することとなった。

議題 7. 乳児（6-12 ヶ月齢）及び幼児用調製補助食品に関するガイドライン改訂のための提案に関する討議文書（CAC/GL 8-1991）

ガーナが議長国を務めた電子作業部会で作成された討議文書をもとに議論が行われた。各国から改正の目的と範囲、考慮すべき点、評価において考慮する作業の優先順位のクライテリア、コーデックス戦略目的との関連、提案とコーデックスの他の文書との間の関連情報などについての各国の意見が出された。“complementary” と “supplementary” とが混在しているとの指摘を受け、この二つの用語の使用についての議論が行なわれるなど、時間をかけた議論となった。最終的には、部会として新規作業を始めることで合意され、ガーナを議長国とする電子作業部会（南アフリカが共同議長国）が設置された。

議題 8. 非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量(NRV)に関する討議文書

前回の部会において、非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量（NRV）に関する新規作業が提案され、今次会合前に、アメリカとタイを議長国とする物理的作業部会を行うこととしていたもの。

アメリカが会期直前の物理的作業部会の議論を紹介し、用意された新規作業提案ドキュメント（CRD1、附表2）について議論された。

飽和脂肪酸については、マレーシアが含めるべきではないと主張し、さらに、どの栄養素を対象とするかは食品表示部会（CCFL）が判断すべきという意見もあった。NRV の定義については、CCFL に付託することとした。

今後、アメリカ、タイおよびチリを議長国とした電子作業部会を立ち上げて一般原則等について、議論をすすめる、次回部会においてステップ 3 で議論するための資料を作成することとされた。また、ビタミンとミネラルについての NRV とあわせて、次回部会に先立ち、物理的作業部会を開催することとなった。

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食物繊維の分析法リスト	8	<ul style="list-style-type: none"> 第 33 回総会
栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量(NRV)の追加あるいは改訂原案	5 (一般原則) 3 (個別NRV)	<ul style="list-style-type: none"> 第 33 回総会 (一般原則) 物理的作業部会 (個別NRV, 議長国: 韓国、オーストラリア) 第 32 回 CCNFSDU
必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則を修正するための新規作業の提案に関する討議文書	—	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (議長国: カナダ) 第 33 回総会 第 32 回 CCNFSDU
低体重乳幼児向け穀物加工食品に関する規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書	—	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (議長国: インド) 第 32 回 CCNFSDU
乳児 (6-12 ヶ月齢) 及び幼児用調整補助食品に関するガイドライン改訂のための提案に関する討議文書	—	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会 (議長国: ガーナ) 第 33 回総会 第 32 回 CCNFSDU
非感染性の病気のリスクに関連した栄養素の栄養参照量(NRV)に関する討議文書	—	<ul style="list-style-type: none"> 電子作業部会及び物理的作業部会 (議長国: 米国、タイ、チリ) 第 33 回総会 第 32 回 CCNFSDU